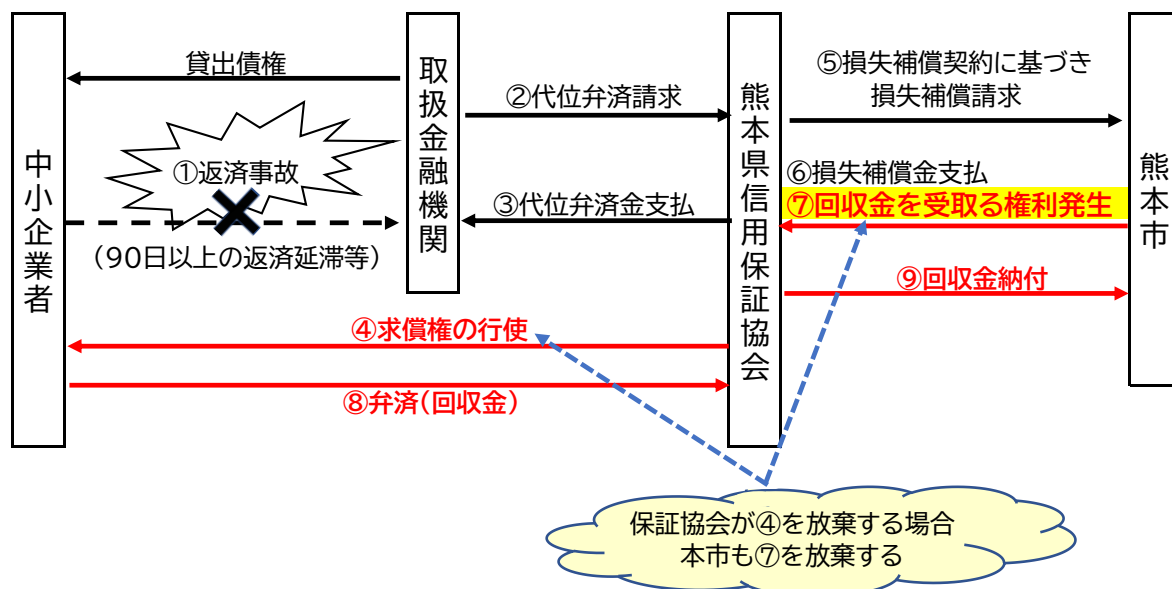


熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を 受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

条例の概要

借入の返済が困難となった中小企業者の事業再生・再チャレンジを支援するため、熊本県信用保証協会が代位弁済に基づく求償権の行使を放棄する場合、市が信用保証協会に対して有する「回収納付金を受け取る権利」の放棄に関する事項を定めたもの。



※条例に基づき権利を放棄した場合は、議会に報告

改正のポイント

- 中小企業の私的整理に関するガイドラインが新たに策定されたことに伴う国からの条例整備への協力依頼
- 条例に規定のない計画で権利を放棄する場合は、その都度議会の議決が必要となり、事業者の事業再生・再チャレンジへの着手に時間を要するため、今回、条文を追加することで迅速な支援につながる。

放棄できる計画

条例第3条に掲げる計画で、事業再生に資する又は再チャレンジに寄与すると認めるときに放棄できる。

- (1) ㈱整理回収機構の支援を受けて策定された計画
- (2) 特定調停手続において策定された計画(自然災害の影響を受けた事業者に限る)
- ⋮
- (8) 中小企業基盤整備機構が行う支援を受けて策定された事業再生計画
- (9) 私的整理に関する指針に基づき策定された計画
- (10) その他前各号に掲げる計画に準ずる計画

追加

今回の一部改正により、裁判所や法律に基づく支援機関によらずとも、債務者及び債権者全員の合意に基づく計画により債務整理を行うことができるようになる。